

○松戸市遺児手当支給条例

昭和47年4月1日

松戸市条例第19号

改正 昭和48年4月1日条例第10号

昭和50年4月1日条例第17号

昭和53年3月28日条例第10号

昭和55年3月26日条例第18号

昭和56年3月28日条例第19号

昭和57年3月29日条例第14号

昭和59年3月29日条例第14号

昭和60年3月30日条例第8号

昭和63年3月30日条例第5号

平成元年3月30日条例第14号

平成5年3月30日条例第7号

平成16年12月24日条例第33号

平成24年6月29日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、遺児を扶養している者（以下「扶養者」という。）に遺児手当（以下「手当」という。）を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺児 本市に居住し、父母または父母の一方と死別した義務教育終了前の児童をいう。
- (2) 扶養者 遺児と生計をともにし、かつ、これを扶養している者をいう。

(受給資格)

第3条 手当の支給を受けることができる者は、次の各号の要件を満たす扶養者とす

る(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。

- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当を受給している者

又は同手当を受給していない者であつて、その者の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条の規定により算定された所得をいう。）が同令第2条の4第2項の表の上欄の区分に従い同表の中欄に定める額未満であるもの若しくは同条第4項の表の上欄の区分に従い同表の下欄に定める額未満であるものであること。

（申請および認定）

第4条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給権の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（受給権の喪失）

第5条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）または遺児が次の各号の一に該当するときは、受給権を失う。この場合、受給者は、すみやかに市長に届け出なければならない。

- (1) 遺児を扶養しなくなつたとき。
- (2) 本市に居住しなくなつたとき。
- (3) 遺児が義務教育を終了したとき。
- (4) 遺児が死亡したとき。
- (5) 遺児が養子縁組により養子となつたとき。
- (6) 遺児の父または母が再婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）したとき。

（手当の額及び支給方法等）

第6条 手当の額は、遺児1人につき、次の表に掲げる区分に従つて支給する。ただし、扶養者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているときは、規則で定める額とする。

支給区分	手当の額
父母と死別した遺児	月額 10,500円
父母の一方と死別した遺児	月額 5,500円

2 手当の支給は、第4条第1項の規定による申請をした日の属する月の翌月から受給権を失つた日の属する月までとする。

3 手当は、次の表に掲げる区分に従つて支給する。

期別	期間	支給月
第1期	4月から7月まで	8月

第2期	8月から11月まで	12月
第3期	12月から3月まで	4月

(手当額の改定)

第7条 受給者に新たに扶養する遺児が生じたときの手当額の改定は、手当額改定の届出をした日の属する月の翌月から行なう。

2 受給者の扶養する遺児の数が減じたときの手当額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行なう。

(支給の制限)

第8条 市長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、手当額の全部または一部を支給しないことができる。

- (1) 遺児の扶養を怠っていると認めたとき。
- (2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(手当の返還)

第9条 市長は、虚偽その他の不正な手段により手当の支給を受けた者がいるときは、その者に対して既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡の禁止等)

第10条 手当の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(施行規定)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 昭和47年4月1日において現に受給資格者となる者または同日後同年5月31日までの間に手当の受給資格者となる者が、同年6月30日までの間に、第4条第1項に規定する申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、第6条第2項の規定にかかわらず同年4月またはその者が手当の受給資格者となつた日の属する月の翌月から支給する。

附 則 (昭和48年4月1日松戸市条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例の規定により、昭和48年4月1日において現に手当の受給資格者となる者または同日後同年5月31日までの間に手当の受給資格者となる者が同年6月30日までの間に第4条第1項に規定する申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、第6条第2項の規定にかかわらず、同年4月またはその者が手当の受給資格者となつた日の属する月の翌月から支給する。

附 則（昭和50年4月1日松戸市条例第17号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月28日松戸市条例第10号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月26日松戸市条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市遺児手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）に基づき昭和55年4月1日において手当の受給資格者となる者が同年6月30日までの間に改正後の条例第4条第1項に規定する申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同年4月から始める。

附 則（昭和56年3月28日松戸市条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市遺児手当支給条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第6条の規定により、昭和56年4月に支給する遺児手当の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月29日松戸市条例第14号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日松戸市条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和59年4月に支給する遺児手当の額は、この条例による改正後の松戸市遺児手当支

給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日松戸市条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 昭和60年4月に支給する遺児手当の額は、この条例による改正後の松戸市遺児手当支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月30日松戸市条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 昭和63年4月に支給する遺児手当の額は、この条例による改正後の松戸市遺児手当支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月30日松戸市条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成元年4月に支給する遺児手当の額は、この条例による改正後の松戸市遺児手当支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月30日松戸市条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成5年4月に支給する手当の額は、この条例による改正後の松戸市遺児手当支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月24日松戸市条例第33号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の松戸市遺児手当支給条例の規定は、平成17年4月分以後の遺児手当について適用し、同年3月分までの遺児手当については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日松戸市条例第20号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○松戸市遺児手当支給条例施行規則

昭和47年4月1日

松戸市規則第5号

改正 昭和48年4月1日規則第20号

昭和55年3月29日規則第6号

昭和57年3月31日規則第40号

昭和63年3月30日規則第8号

平成5年7月29日規則第39号

平成6年12月5日規則第57号

平成16年3月19日規則第12号

平成17年3月31日規則第25号

平成24年6月29日規則第56号

平成27年12月28日規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市遺児手当支給条例（昭和47年松戸市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により遺児手当の支給を受けようとする者は、松戸市遺児手当支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該者の同意を得て市長が公簿等により確認することができる書類は、これを省略することができる。

- (1) 遺児の戸籍謄本又は遺児の父母若しくは父母の一方の死亡証明書の写し若しくはそれに代わるもの
- (2) 扶養者の世帯及び遺児の住民票の写し
- (3) 扶養者の所得証明書

(届出)

第3条 条例第5条の規定による届出は、松戸市遺児手当失権届（第2号様式）によるものとする。

- 2 受給者は、当該受給者又は当該受給者が扶養している遺児が次の各号の一つに該当したときは、直ちに松戸市遺児手当申請内容変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 遺児の数が増加又は減少したとき。
- (2) 松戸市内で住所を変更したとき。
- (3) 氏名を変更したとき。
- (4) 生活保護が開始され、又は廃止（停止を含む。）されたとき。

3 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、松戸市遺児手当現況届（第4号様式）に前条第2号及び第3号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該者の同意を得て市長が公簿等により確認することができる書類は、これを省略することができる。

（通知）

第4条 条例第4条第2項に規定する通知は、松戸市遺児手当支給決定（却下）通知書（第5号様式）によるものとする。

2 市長は、前条第1項又は第3項の届出に基づき遺児手当の受給資格を審査したときは、その結果を松戸市遺児手当支給継続（受給資格喪失）通知書（第6号様式）により通知するものとする。

3 条例第6条第3項に規定する遺児手当の支給は、そのつど支給日時等を受給者に通知して行なうものとする。

（手当額の特例）

第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める額は、次の表に掲げるとおりとする。

支給区分	手当の額
父母と死別した遺児	月額 8,000円
父母の一方と死別した遺児	月額 5,500円

（必要な簿冊）

第6条 市長は、遺児手当の支給の適正を期するため、遺児手当受給者台帳（第7号様式）を作成し、常に整理しておくものとする。ただし、当該台帳に代わり電子計算機により確実に記録等ができる場合は、これを省略することができる。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日松戸市規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行前に、改正前の松戸市遺児手当支給条例施行規則（昭和47年松戸市規則第5号）の規定によつてなした手続、処分その他の行為は、改正後の松戸市遺児手当支給条例施行規則（以下「改正規則」という。）中に、これに相当する規定があるときは、改正規則によつてなしたものとみなす。

附 則（昭和55年3月29日松戸市規則第6号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日松戸市規則第40号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月30日松戸市規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の松戸市遺児手当支給条例施行規則の規定によつてなした手続は、改正後の松戸市遺児手当支給条例施行規則の規定によつてなしたものとみなす。

附 則（平成5年7月29日松戸市規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の松戸市遺児手当支給条例施行規則の規定は、平成5年4月以後の分の遺児手当について適用する。

附 則（平成6年12月5日松戸市規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の松戸市遺児手当支給条例施行規則の規定は、平成6年4月分以後の遺児手当について適用する。

附 則（平成16年3月19日松戸市規則第12号）抄

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日松戸市規則第25号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日松戸市規則第56号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年12月28日松戸市規則第75号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

松戸市遺児手当支給申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

氏名 _____ ㊦

私は、遺児手当の支給を受けたいので、次により関係書類を添えて申請します。

記

申請者	住 所			
	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号	-----	電話番号	()
遺児	氏 名	続 柄	生年月日	在学名・学年
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
死亡者	氏 名	遺児との続柄	死亡年月日	死 亡 原 因
			年 月 日	①病気 ②事故 ③その他
所得の状況	受給資格審査のため所得及び諸控除額の確認が必要になります。 次の方法のうち、いずれか希望する□に「レ」を記入してください。 □所得に関する証明書を添付します。 □松戸市が保有する市民税に関する情報の所得及び控除の額について松戸市が調査することに同意します。			
	氏名 _____ ㊦			
生活保護法による保護の有無		1 受けている	2 受けていない	
振込先金融機関		銀行・金庫・組合 支店		
	普通当座	口座番号		
		名義(カタカナ)		
審査結果	支 給	1 決定	2 却下	
	決 定 年 月 日	年 月 日		
	支 給 期 間	年 月 から 年 月 まで		
	支 給 対 象 児 童 数	人		
支 給 月 額	円			

第2号様式

(用紙規格JIS B5)

松戸市遺児手当失権届

年 月 日

(あて先)松戸市長

受給者住 所
氏 名



私は、次のとおり手当を受ける権利がなくなりましたので届けます。

記

- 1 失権の理由
- 2 失権の年月日 年 月 日

第3号様式

(用紙規格JIS B5)

松戸市遺児手当申請内容変更届

年 月 日

(あて先)松戸市長

受給者住 所
氏 名



私は、次のとおり松戸市遺児手当支給申請書の内容に変更がありましたので届けます。

記

- 1 変更内容
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日

年 月 日

松戸市遺児手当現況届

年 月 日

(あて先) 松戸市長

氏名 _____ ㊟

私は、次のとおり遺児手当の受給資格の現況を届けます。

記

申請者	住所			生年月日	年 月 日
	氏名	(フリガナ)		電話番号	()
遺児	氏名	続柄	生年月日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
所得の状況	受給資格審査のため所得及び諸控除額の確認が必要になります。 次の方法のうち、いずれか希望する□に「レ」を記入してください。 <input type="checkbox"/> 所得に関する証明書を添付します。 <input type="checkbox"/> 松戸市が保有する市民税に関する情報の所得及び控除の額について松戸市が調査することに同意します。 氏名 _____ ㊟				
	生活保護法による保護の有無	1 受けている		2 受けていない	
振込先金融機関		銀行・金庫・組合			支店
	普通当座	口座番号			
		名義(カタカナ)			
審査結果	支給	1 決定		2 却下	
	決定年月日	年 月 日			
	支給期間	年 月から 年 月まで			
	支給対象児童数	人			
	支給月額	円			

松戸市遺児手当支給継続(受給資格喪失)通知書

年 月 日

様

松戸市長

年 月 日付で提出のありました 届に基づき受給資格を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給を継続します

決定額 円(円× 人)

支給期間 年 月から 年 月まで

2 受給資格喪失となりました

理由

(教示)

遺児手当受給者台帳						台帳番号	
受給者	氏名		状況	母子・父子・両親	見舞品関係	有・無	
	フリガナ		生年月日	性別	電話番号	世帯主	
			・	男・女			
	住所	松戸市		年月日変更			
方書			年月日変更				
遺児	氏名		続柄	生年月日	喪失年月日	摘要	
				・	・		
				・	・		
				・	・		
				・	・		
死亡者	氏名		遺児との続柄	死亡年月日	死亡原因		
				・			
				・			
支給の始期	年	月から	資格喪失	年	月		
受給遺児数	人		人	人	人		
手当月額	円		円	円	円		
生活保護 開廃状況	開始年月日	・		・	・	・	
	廃止年月日	・		・	・	・	
振込先金融機関							
金融機関(銀行名)			口座番号	金融機関(銀行名)			口座番号
銀行		支店		銀行		支店	
支払記録							
年 度	支給月	支払額	担当者印	年 度	支給月	支払額	担当者印
年度	8月	円		年度	8月	円	
	12月	円			12月	円	
	4月	円			4月	円	
年度	8月	円		年度	8月	円	
	12月	円			12月	円	
	4月	円			4月	円	
年度	8月	円		年度	8月	円	
	12月	円			12月	円	
	4月	円			4月	円	

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式 (第5条関係)